

市長メッセージ No.21

緊急警報は延長せず、市等は厳重警戒体制は継続
～気を緩めず感染防止対策の徹底を！～

市民の皆さま、事業者の皆さまには、新型コロナ緊急警報へのご協力、誠にありがとうございます。特に、医療・保健関係者の皆さまには、年末年始も献身的に医療を支え、回復に努めていただいたこと、心から感謝と敬意を表します。

おかげで、東京・大阪並みに上昇していた新規感染者の発生率は下降してきており、休止していた2つの救急病院が再開するなど、最悪の状況は脱してきました。

一方、県内各地で感染者が急増し、県全体の医療体制はむしろひっ迫度を深めています。また、首都圏の1都3県（東京、埼玉、千葉、神奈川）に緊急事態宣言が発令されるなど、感染拡大が全国的に進んでおり、福島市でも、再びクラスターが相次ぐ事態になりかねない厳重な警戒が必要な状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、1月11日までとしていた新型コロナ緊急警報の延長はいたしません。市や市医師会等は、引き続き厳重な警戒体制で対応します。市民の皆さま、事業者の皆さまにおかれましても、下記の「市民の皆さまへ特にお願いしたいこと」に十分留意し、気を緩めず常に感染防止に高い意識をもって、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、「ウイズコロナ」の状況の中、今後も感染者が発生することは避けられません。感染症の患者さんやご家族、医療関係者等への誹謗・中傷、偏見・差別は、決して行わず、温かい励ましの気持ちで接していただきますよう、強くお願いいたします。

令和3年1月11日
福島市長 木幡 浩

【市民の皆さまへ特にお願いしたいこと】

- ① 外出に当たっては、その必要性をしっかりと考え、慎重に行動してください
- ② 普段一緒にいない人との飲食などは避け、小人数、短時間で行います
- ③ マスクなしでの会話は止めてください
- ④ つい気が緩む場にご注意ください（昼食時、休憩室、更衣室、喫煙室など）
- ⑤ 家庭内や身近な人との間でも、基本的な感染防止対策をお願いします
- ⑥ 1都3県（東京、埼玉、千葉、神奈川）との不要・不急の往来を自粛してください。
その他の感染が拡大している地域との往来も、必要性を慎重に判断してください
- ⑦ 1都3県等からの来訪者と接触する場合も、感染防止に細心の注意を払ってください

1. 福島市新型コロナ緊急警報の取扱い等

- (1) 1月11日までの新型コロナ緊急警報は、延長しません
- (2) 市や市医師会等の関係機関は、厳重警戒体制を継続します
- (3) 市民・事業者の皆さまは、気を緩めず常に感染防止に高い意識をもって、感染防止対策の徹底をお願いします。（上記「市民の皆さまへ特にお願いしたいこと」を参照）

2. 市有施設の利用制限等の変更

- (1) 休止していた観光施設等の利用は、1月12日以降、原則再開します
- (2) 貸館等の新規予約は、1月12日以降、開始します
- (3) 貸室・貸館等の利用については、当面、定員の概ね半数程度を上限とするなど、施設の利用状況に応じ、適宜人数制限等を行います。

* 引き続き、感染防止対策を徹底します

3. 市主催イベント等の取扱い

当面、イベント等の内容や市内外の感染状況等を踏まえ、慎重に対応します。

オンライン開催等を活用するとともに、イベント等を開催する場合は、下記の感染防止対策を講じることとします。

【イベント開催時の必要な感染防止対策】

- ① マスク常時着用の担保
- ② 大声を出さないことの担保
- ③ 手洗、消毒、換気
- ④ 密集の回避(入退場や休憩時間における三密の回避)
- ⑤ 身体的距離の確保
- ⑥ 飲食の制限
- ⑦ 参加者の制限(会場定員の概ね半数程度、有症状者の入場防止)
- ⑧ 参加者の把握(感染リスクの拡散防止として、接触確認アプリの利用等)
- ⑨ 演者の行動管理(有症状者は公演・練習に参加しない)
- ⑩ イベント前後の行動管理(交通機関・飲食店等の分散利用)

4. 福島県による福島市限定特別対策の動向

- (1) 事業者に対する営業時間短縮の協力要請は、1月12日午前5時までで終了します
- (2) 営業時間短縮の協力要請に応じた店舗に対する新型コロナウイルス感染症防止協力金の申請受付が1月12日から始まります

* 福島県 HP 参照

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyouryokukin2.html>

- (3) 福島市民に限定したお願い(不要不急の外出を控える等)は、県民全体へのお願いに統合されました。市の「市民の皆さまへ特にお願いたいこと」に盛り込んでいます。